

中区錦三丁目、栄三丁目1番から15番、栄四丁目にて
 11月29日(日)から12月17日(木)までの期間に
 営業時間短縮の要請にご協力いただいた中小企業者等の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金(11/29~12/17実施分)」のお知らせ

概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
 “各業界団体等が作成した感染拡大予防の業種別ガイドラインを遵守”し
 “愛知県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した
 「安全・安心宣言施設」を運営する皆さま”へ協力金を交付します。
 ※令和2年12月18日(金)以降の営業時間短縮にかかる協力金は別制度となります。
 別途申請が必要ですのでご注意ください。

「安全・安心宣言施設」とは
 新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。
 【注】「ガイドラインを遵守していない施設」「安全・安心宣言施設未登録 (PRステッカー・ポスター未掲示施設)」は、協力金の交付対象外です。

交付額

1日あたり2万円、最大19日間・38万円 (1事業者あたり)

※対象事業所・店舗が複数ある場合も1事業者あたりの金額です。

申請期間

【特例受付期間】 2021年4月15日(木)から5月17日(月)まで(当日消印有効)

対象者

対象エリア (名古屋市中区錦三丁目、栄三丁目1番から15番、栄四丁目の区域) に所在し、
 営業時間短縮要請を受けた対象施設を運営する中小企業者等 (交付申請日及び交付決定日において
 倒産・廃業していないこと)
 ※中小企業者等とは、中小企業、個人事業主、その他法人です。

対象施設

対象施設		協力金
[特措法の規制対象(施行令第11条第1項第11号)] ■接待を伴う飲食店 ^{※1} (キャバレー、ダンスホール、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ等) ■酒類を提供する飲食店 (オーセンティックバー、ショットバー、スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー、パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ等) ■酒類を提供するカラオケ店	●安全・安心宣言施設 未登録 (PRステッカー・ポスター未掲示施設) ●ガイドラインを “遵守していない” 施設	休業を要請 対象外
[特措法の規制対象外] ■酒類を提供する飲食店 (居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋等)	●安全・安心宣言施設 登録 (PRステッカー・ポスター掲示施設) ●ガイドラインを “遵守している” 施設	営業時間短縮 ^{※2} (午前5時から午後9時まで) 対象

※1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1号に掲げる営業を行う店舗
 ※2 従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業を行う事業者が営業時間短縮した場合 (終日休業した場合も含む)

このリーフレットに記載している内容は制度の概要です。

詳細はウェブサイトをご覧ください。(https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin3.html)▶



コールセンター

052-228-7310

[12/21から開設] 午前9時~午後5時
 (土日祝日を含む毎日※)

※ただし、12月29日(火)~1月3日(日)は除きます。

申請方法

- ①申請書及び誓約書に必要事項を記入してください。
- ②必要な提出書類とあわせて、**簡易書留**など郵便物を追跡できる方法で、送付してください。※提出時には**必ず控え**をとり保管してください。

提出書類一覧 【法人の場合】

チェック	提出書類	
<input type="checkbox"/>	申請書	① 交付申請書兼請求書【様式第1号】
<input type="checkbox"/>	誓約書	② 誓約書【様式第2号】 ※原則、法人の代表者が自署してください。
<input type="checkbox"/>	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	③ 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類 ※飲食店営業許可書など、営業に必要な許可等（風営適正化法関係の営業許可・届出）の写し
<input type="checkbox"/>	営業活動を行っていることが分かる書類【事業実績関係】	④ 直近の「法人税の確定申告書（申告書別表一）」の写し ◆設立後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「法人の設立届」に加え、「令和2年1月以降から直近までの月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）」を提出してください。
<input type="checkbox"/>	営業時間短縮（休業含む）の状況が分かる書類	⑤ ホームページの画面の写し又はポスターやチラシの写真等 ※営業時間を午前5時から午後9時までの間に短縮（又は休業）したことが分かるものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類	⑥ 法人代表者の運転免許証又は保険証の写し ※その他公的機関が発行した証明書等（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）の写しでも可。
<input type="checkbox"/>	振込先口座が分かる書類	⑦ 通帳又はキャッシュカードの写し ※通帳の場合は開いて1ページ目の「銀行名・支店名」「口座名義（フリガナ）」「口座番号」が確認できる部分
<input type="checkbox"/>	中小企業者であることが分かる書類	⑧ 従業員数が分かる書類の写し ※資本金の額等が中小企業基本法に規定する額*を超える中小企業者のみ 〈例〉法人事業概況説明書（法人税申告添付書類）、ホームページ、従業員名簿

*中小企業基本法における「中小企業者」の定義
ア・イのいずれかに該当すれば「中小企業者」
(例) 飲食店：小売業に該当

業種分類	ア：資本金の額又は出資の総額	イ：常時使用する従業員の数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

提出書類一覧 【個人事業主の場合】

チェック	提出書類	
<input type="checkbox"/>	申請書	① 交付申請書兼請求書【様式第1号】
<input type="checkbox"/>	誓約書	② 誓約書【様式第2号】 ※原則、個人事業主が自署してください。
<input type="checkbox"/>	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	③ 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類 ※飲食店営業許可書など、営業に必要な許可等（風営適正化法関係の営業許可・届出）の写し
<input type="checkbox"/>	営業活動を行っていることが分かる書類【事業実績関係】	④ 令和元年分の「所得税の確定申告書B（第一表）」の写し ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆開業後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「個人事業の開業届」に加え、「令和2年1月以降から直近までの月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）」を提出してください。 ◆その他の事由により確定申告書が提出できない場合はお問合せください。
<input type="checkbox"/>	営業時間短縮（休業含む）の状況が分かる書類	⑤ ホームページの画面の写し又はポスターやチラシの写真等 ※営業時間を午前5時から午後9時までの間に短縮（又は休業）したことが分かるものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類	⑥ 運転免許証又は保険証の写し ※その他公的機関が発行した証明書等（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）の写しでも可。
<input type="checkbox"/>	振込先口座が分かる書類	⑦ 通帳又はキャッシュカードの写し ※通帳の場合は開いて1ページ目の「銀行名・支店名」「口座名義（フリガナ）」「口座番号」が確認できる部分

本様式は提出不要です。各自で提出前のチェックを行い、申請してください。

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金 交付申請書兼請求書

申請日の日付を記載

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

1 交付要件に該当することの確認 (下記3要件、全ての にチェックが必要です)

- 営業時間短縮要請エリア内に、従前、午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業を行う対象施設 (接待を伴う飲食店、酒類を提供するカラオケ店、その他の酒類を提供する飲食店) を有し、感染防止対策のため、全ての対象施設について営業時間短縮(休業含む)を実施しました。

対象エリア内の全ての対象施設について

- 「業種別ガイドライン」を遵守しています。
- 愛知県の「安全・安心宣言施設」に登録し、当該PRステッカーとポスターを掲示しています。

「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号をご確認ください

2 対象施設

対象エリア内にある対象施設の数	2 施設	主な施設1つについて以下に記載
施設名称(店舗名)	〇〇バー錦店	種別*1 <input type="checkbox"/> 1.接待 <input type="checkbox"/> 2.カラオケ <input checked="" type="checkbox"/> 3.その他飲食店
施設所在地	名古屋市中区 錦3丁目〇〇番地 〇〇ビル2階	安全・安心宣言施設受理番号 9 9 9 9 9 9 9

(※1) 施設種別には、1. 接待を伴う飲食店(レストラン、カフェ、喫茶店、バー、居酒屋等)、2. カラオケ店、3. その他飲食店(酒類を提供する飲食店(バー、ナイトクラブ、居酒屋等))

要請期間は11/29(日)から12/17(木)の最大19日間です

3 営業時間短縮等の要請に応じた日数及び申請(請求)する金額

1 9 日間	1日あたり2万円	金 3 8 万円
--------	----------	----------

「左に記入した日数×2」を記入してください。

対象エリア内に複数の対象施設がある場合、全ての対象施設を営業時間短縮(休業)の対象とし、協力金の交付対象になります。

常時雇用している従業員数(パート・アルバイトを除く)を記入

個人事業主は記入不要

4 申請者情報

フリガナ	カブシキガイシャ	法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ		
屋号 (法人の場合)法人名	株式会社〇〇	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4		
代表者役職名	代表取締役	資本金の額		
		1,000 万円	従業員数	100 人
フリガナ	アイチ タロウ	電話番号	052-000-0000	
代表者氏名 及び生年月日	愛知 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			
住所 (法人の場合)本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区〇丁目〇〇番地	日中連絡がとれる電話番号を記入		
郵便物の送付先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市中区●丁目●●番地	通帳見開きページの記載に合わせて申請者と同一名義の口座を記載する		

5 振込先口座

金融機関コード ・名称	1 2 3 4 〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード ・名称	1 2 3 〇〇〇	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
口座名義	株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎	フリガナ	カ)〇〇		

<備考>

- 「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)の数を記載してください。
- 「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。
- ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)」を記入してください。

愛知県感染防止対策協力金の申請に関する誓約書

私は、愛知県感染防止対策協力金（以下「協力金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

誓約内容
申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。
本協力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
業種別ガイドラインを遵守し、「安全・安心宣言施設」登録、PRステッカーとポスター掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めました。
営業時間短縮要請の対象となるエリア内の全ての店舗において、営業時間短縮（休業を含む）を実施しました。
愛知県知事が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽が無いかを確認することに同意します。
交付申請日時点で倒産・廃業していません。
代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

令和 年 月 日

住所（法人の場合は本店所在地）

屋号（法人の場合は法人名）

代表者役職・氏名（※）

※代表者役職・氏名は自署してください。

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金 交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。
記

1 交付要件に該当することの確認（下記3要件、全ての にチェックが必要です）

<input type="checkbox"/>	営業時間短縮要請エリア内に、従前、午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業を行う対象施設（接待を伴う飲食店、酒類を提供するカラオケ店、その他の酒類を提供する飲食店）を有し、感染防止対策のため、全ての対象施設について営業時間短縮（休業含む）を実施しました。
対象エリア内の全ての対象施設について	
<input type="checkbox"/>	「業種別ガイドライン」を遵守しています。
<input type="checkbox"/>	愛知県の「安全・安心宣言施設」に登録し、当該PRステッカーとポスターを掲示しています。

2 対象施設

対象エリア内にある対象施設の数		施設	主な施設1つについて以下に記載			
施設名称(店舗名)		種別*1	<input type="checkbox"/> 1.接待 <input type="checkbox"/> 2.カラオケ <input type="checkbox"/> 3.その他飲食店			
施設所在地	名古屋市中区	安全・安心宣言 施設受理番号				

(※1) 施設種別には、いずれか該当するものを選択し、該当する番号にチェックしてください。

1. 接待を伴う飲食店(キャバレー・ホストクラブ等) 2. 酒類を提供するカラオケ店 3. その他の酒類を提供する飲食店(バー、ナイトクラブ、居酒屋等)

3 営業時間短縮等の要請に応じた日数及び申請(請求)する金額

日間	1日あたり2万円	金	万円
----	----------	---	----

「左に記入した日数×2」を記入してください。

対象エリア内に複数の対象施設がある場合、全ての対象施設を営業時間短縮（休業含む）した日のみが協力金の交付対象になります。

4 申請者情報

フリガナ		法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ							
屋号 (法人の場合)法人名									
代表者役職名		資本金の額	万円	従業員数		人			
フリガナ		代表者氏名 及び生年月日	年 月 日生	電話番号					
住所 (法人の場合)本店所在地	〒								
郵便物の送付先	〒								

※ 郵便物の受取が可能な住所を記入してください。上記と同じであれば記入不要です。

5 振込先口座

金融機関コード ・名称		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード ・名称		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号			
口座名義		フリガナ			

<備考>

○「従業員数」は、常時雇用している従業員（事業主、役員、パート・アルバイトを除く。）の数を記載してください。

○「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。

○ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）を記入してください。

愛知県感染防止対策協力金について (Q&A)

Q1 営業時間短縮の要請を受けた飲食店等とは何を指しますか？

A1 「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく「栄犯罪抑止・環境浄化推進地区」(名古屋市中区錦三丁目、栄三丁目1番～15番、栄四丁目)にある「接待を伴う飲食店」「酒類を提供する飲食店」「酒類を提供するカラオケ店」で、従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業を行う飲食店等を指します。

Q2 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

A2 営業時間短縮の要請を受けた飲食店等を運営する中小企業者等が、業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力した場合に支払われます。

Q3 PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の交付対象にはならないのですか？

A3 業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の条件になります。ただし、「安全・安心宣言施設」に届出中の場合は、「安全・安心宣言施設」に登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象とします。なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。申請が必要になりますので、ご注意ください。

Q4 全ての要請期間において、営業時間短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか？

A4 11月29日(日)～12月17日(木)の期間において、営業時間の短縮を行った日について、1日あたり2万円を交付します。例えば、営業時間の短縮を10日間行った場合、20万円を交付します。

Q5 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか？

A5 感染防止対策のため、終日休業した場合も交付対象となります。また、定休日が含まれる場合も交付対象となります。(従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業を行う事業者に限る)

Q6 複数の店舗を持つ事業者は全ての店舗の営業時間を短縮する必要がありますか？

A6 要請の対象となるエリア内の全ての店舗の営業時間を短縮した日のみが協力金の交付対象となります。なお、協力金は、店舗数に関係なく、1事業者あたりの交付となります。

Q7 食事の提供がメイン(麺類店、レストラン等)ですが、お酒を提供している場合は、協力金の交付対象となりますか？

A7 酒類を提供する飲食店は交付対象となります。

※協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意ください。

- 愛知県がATM(銀行などの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県がこの協力金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。
※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。



〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県感染防止対策協力金事務局

愛知県感染防止対策協力金(特例受付分) 申請書類 在中

差出人 住所

氏名